

配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査報告書[概要版]

仙 台 市
(財) せんだい男女共同参画財団

1 調査の目的

仙台市と(財)せんだい男女共同参画財団では、仙台市が平成16年に策定した「男女共同参画せんだいプラン」に基づき、配偶者やパートナー間での暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)の防止や被害者保護に向けた取組を積極的に推進しているところである。

また仙台市では、平成16年度に男女の役割やDVに関する市民の意識及び被害・加害の経験等を把握するため、「配偶者やパートナーとの日常生活に関する調査」を実施している。

今回の調査は、市民へのアンケート調査により、引き続き男女の役割やDVに関する意識と実態、子どもに与える影響等を把握するとともに、暴力を受けた経験を有する女性に個別面接を実施し、暴力を受けた状況やその後の相談経路、被害者に必要な支援等を明らかにするため実施したものである。

2 調査の方法

(1) アンケート調査

- ①調査地域 : 仙台市全域
- ②調査対象 : 平成20年6月1日現在、仙台市内に住所を有する20歳以上の男女を住民基本台帳から無作為に抽出し、対象とした。
- ③標本数 : 男女計3,000名、有効標本数1,088名(36.3%)
(内訳) 男性425名 女性647名 性別不明16名
- ④調査方法 : 郵送調査法(調査票の郵送配布・郵送回収)
- ⑤調査期間 : 平成20年6月～8月

(2) 個別面接調査

- ①調査対象 : 仙台市に居住しているか、仙台市の民間支援団体で支援を受けている配偶者やパートナーから暴力を受けた経験のある女性
- ②面接者数 : 10名
- ③調査方法 : 個別面接聴取法
- ④調査期間 : 平成20年10月～11月

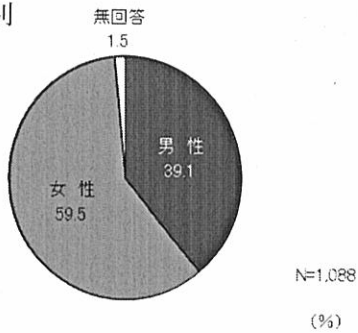
3 本資料を読む際の注意

- (1) 百分率は、回答者全体に占める質問の選択者数の比率として算出している。少数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- (2) 1つの質問において2つ以上の回答を認めたものもあり、その場合の百分率は100%を超える。
- (3) 個別面接調査の回答者は、民間支援団体の依頼に応じ、調査協力申し出てきた被害経験者であり、仙台市全域の配偶者等暴力被害者の傾向を反映しているとは必ずしも言い切れない。
- (4) インタビューは協力者に同意を得た上で、協力者の安全を確保して行われ、プライバシー保護の観点から、個人や場所が特定できないように修正を加えている。

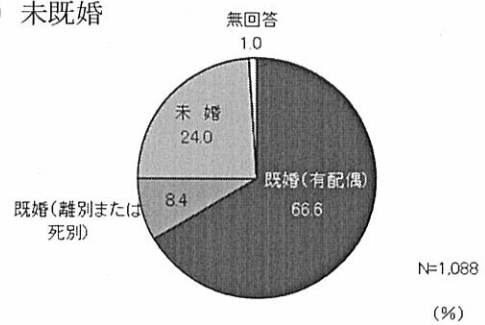
I アンケート調査

回答者の属性

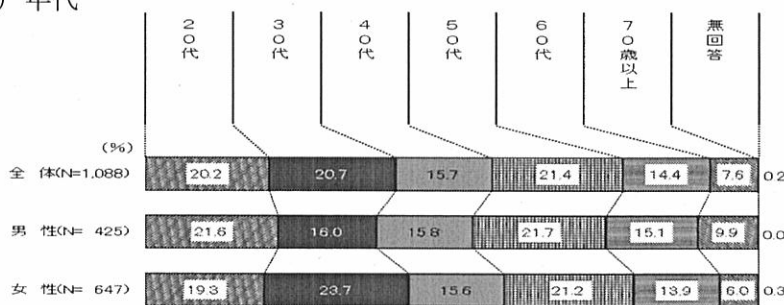
(1) 性別



(2) 未既婚



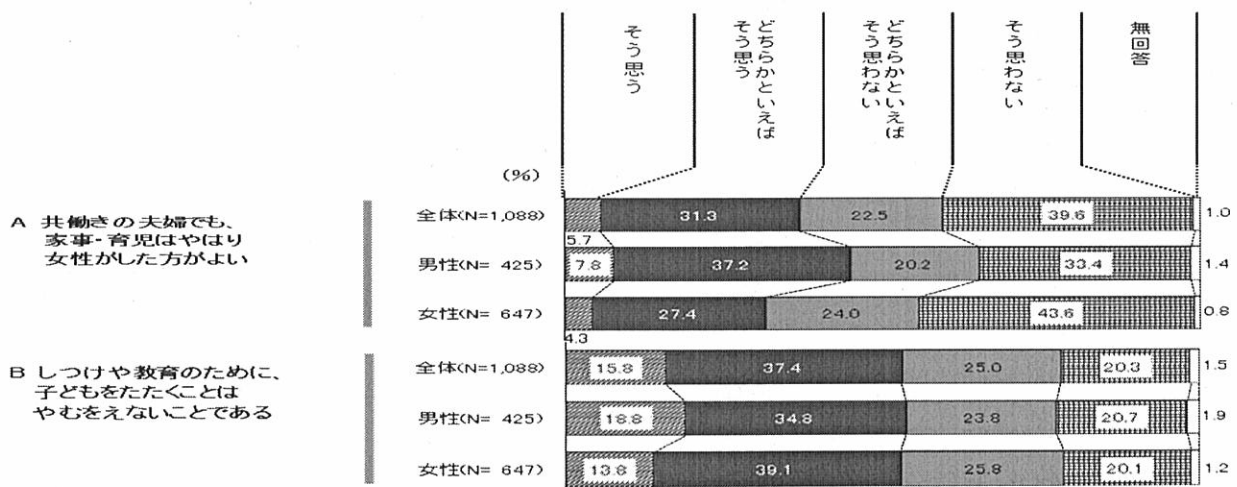
(3) 年代



1 男女の役割・子どもへの暴力に関する意識について

〔共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい〕という考え方については、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した『否定的な人』(以下同じ)が過半数を占めている。男女別でみると、男性では『否定的な人』が5割程度であるが、女性では7割近くが否定的で男女間での役割分担に対する意識の差がみられる。

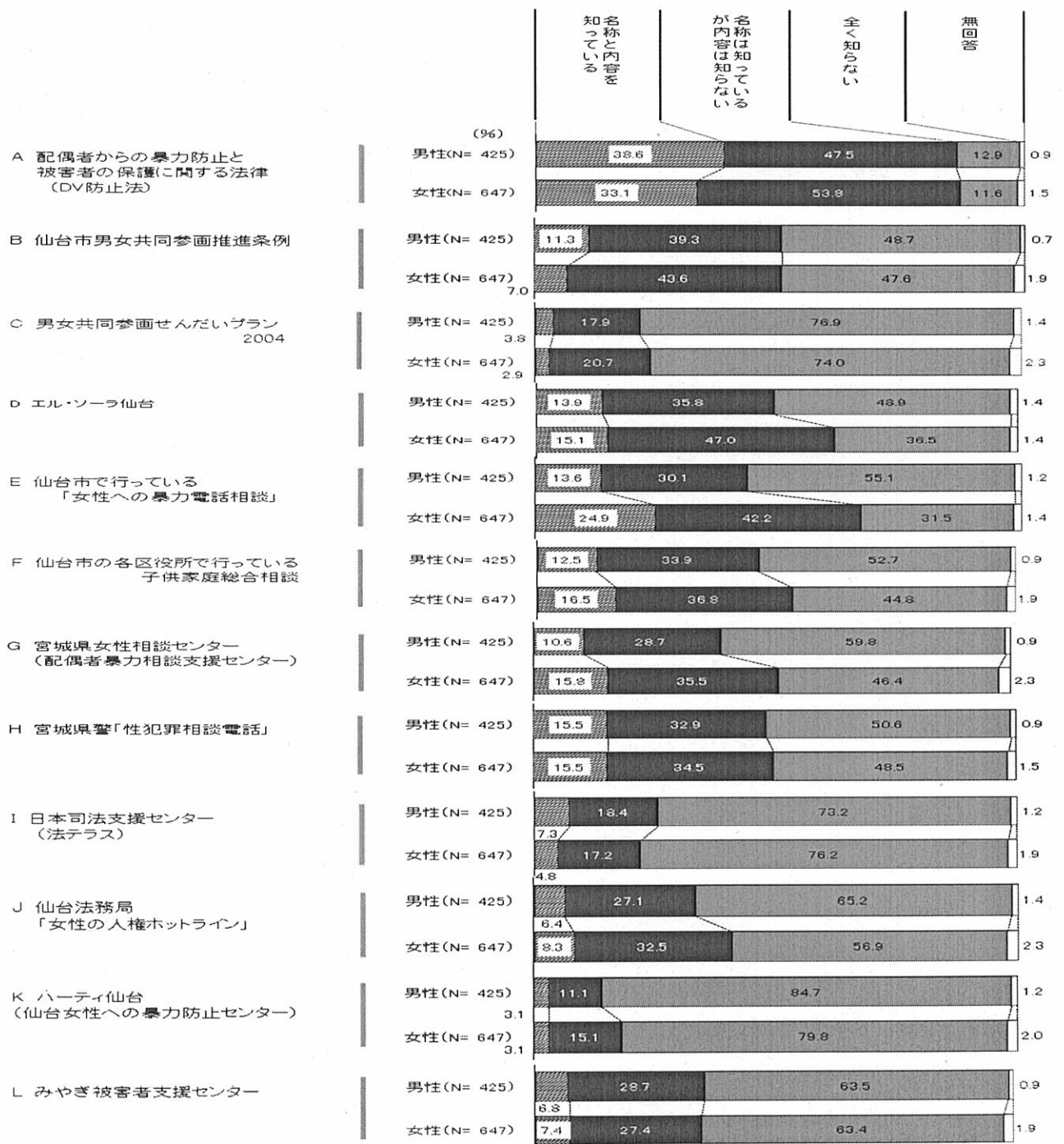
〔しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである〕では、男女とも「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した『肯定的な人』(以下同じ)が『否定的な人』に比べて若干多い。男女差はほとんどないが、男性は「そう思う」と強く肯定し、反対に女性では「どちらかといえばそう思う」という回答の傾向がある。



2 配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律や施設の認知度について

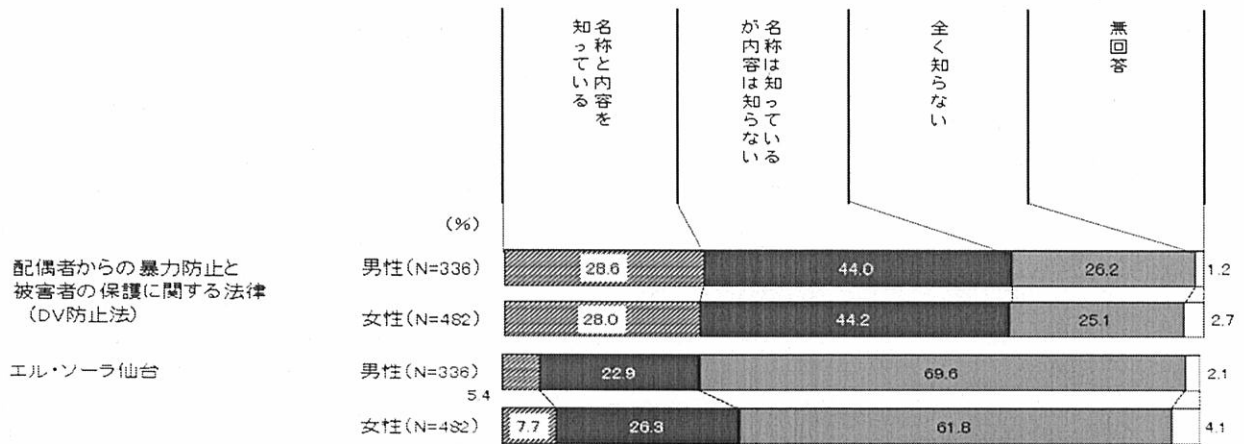
〔A 配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律（DV防止法）〕では、「名称と内容を知っている」と「名称は知っているが内容は知らない」をあわせた『知っている』が8割以上であるが、その中で「名称は知っているが内容は知らない」が半数程となっており、法の存在や名称は周知されているが、内容への理解は十分とはいえない。

「名称と内容を知っている」と回答しているのは〔A 配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律（DV防止法）〕や〔B 男女共同参画条例〕については男性が、施設・相談窓口（D～G）については女性がそれぞれ多い。



〔参 考〕 平成17年4月 仙台市調査より

あなたは、次のような法律や仙台市、宮城県及び民間団体などを知っていますか。



※一部抜粋

平成16年度に行われた仙台市の関連調査と比較してみると、多くの項目で認知度が上がっている。その中でも、特に〔A 配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律〕では「全く知らない」人の割合が半以下になり、〔D エル・ソーラ仙台〕でも以前は『名称のみ』を含めて3~4割の認知だったが、男女ともに半数以上の認知となり、変化があったといえる。

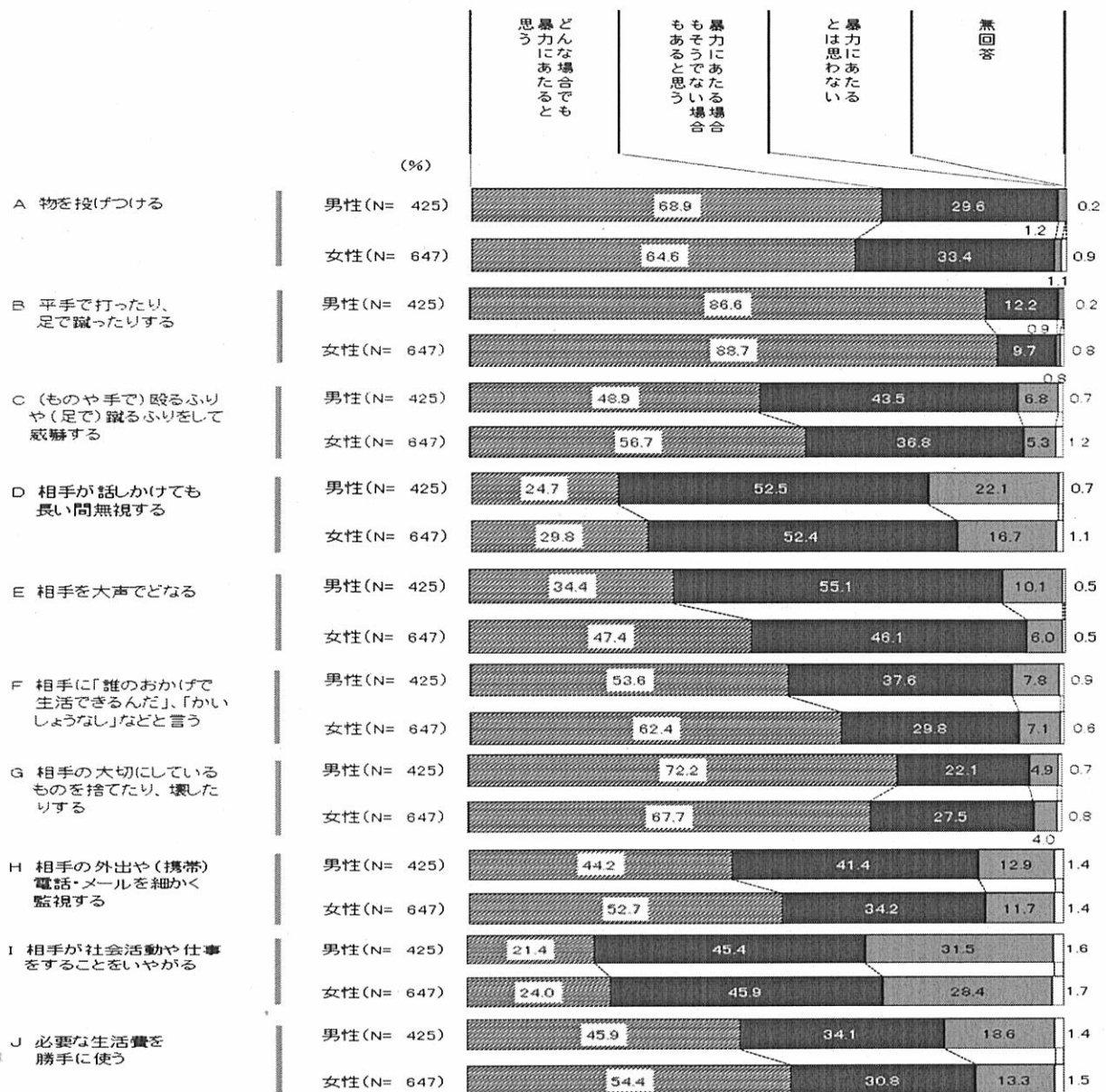
3 配偶者やパートナー間での暴力等の意識や経験について

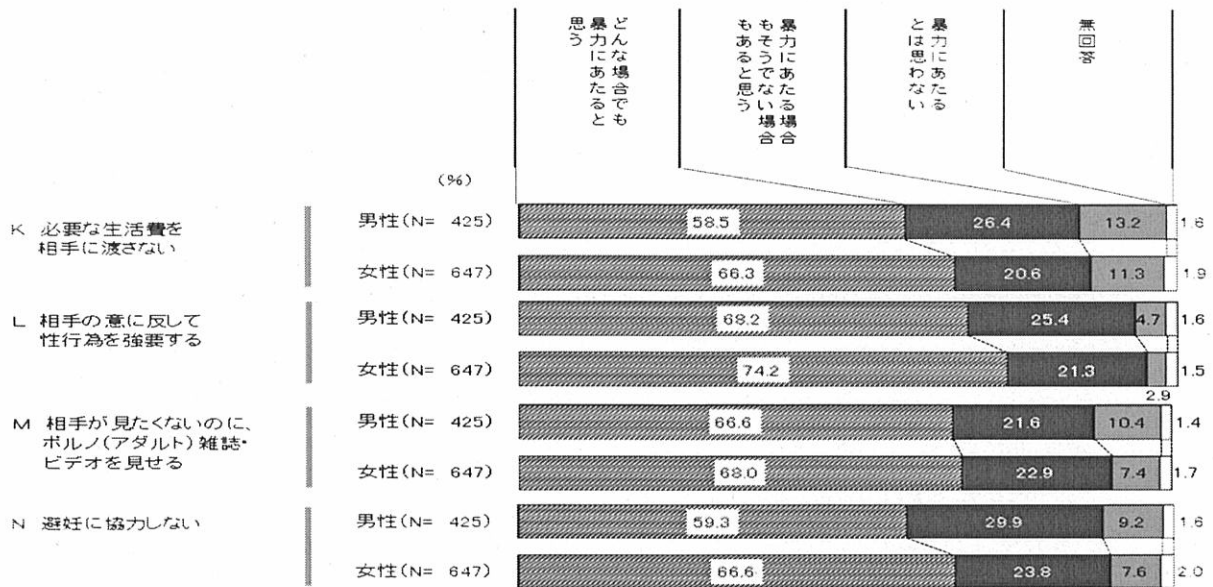
(1) 配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識

暴力等に関する意識をみると、[A 物を投げつける]、[B 平手で打ったり、足で蹴ったりする]といった『身体的暴力』は、「暴力にあたる」と6割強～9割弱に認識されている。また[L 相手の意に反して性行為を強要する]や[M 相手が見たくないのに、ポルノ（アダルト）雑誌・ビデオを見せる]といった『性的暴力』も「暴力にあたる」と考えている人が多く、6～7割が回答している。これに対して、[D 相手が話しかけても長い間無視する]、[E 相手を大声でどなる]や[I 相手が社会活動や仕事をするをいやがる]では「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」と回答する人の割合が男女ともに高めである。

※配偶者やパートナーとは「夫、妻、前夫、前妻、同棲相手、恋人、元恋人」など、一定期間親密な関係のある（あった）相手をさします。

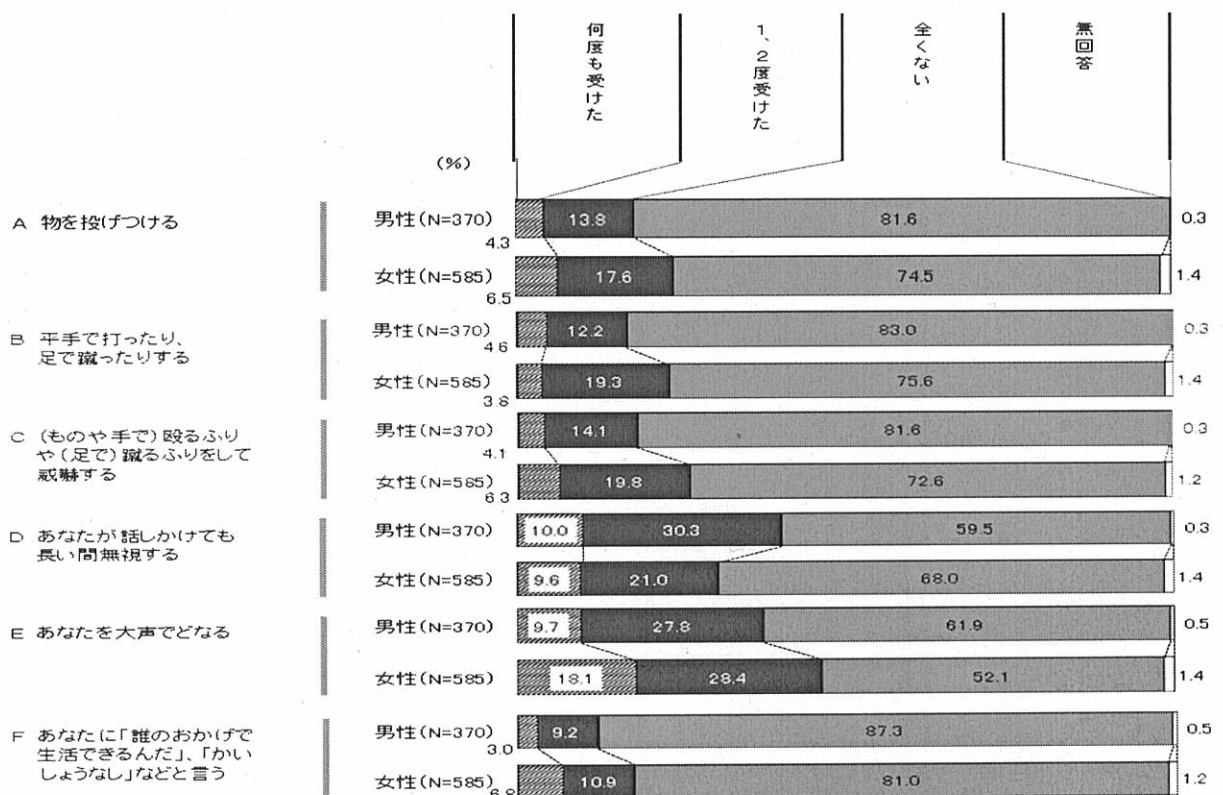
※配偶者とは、婚姻届を出していない事実婚や別居中の場合も含まれます。

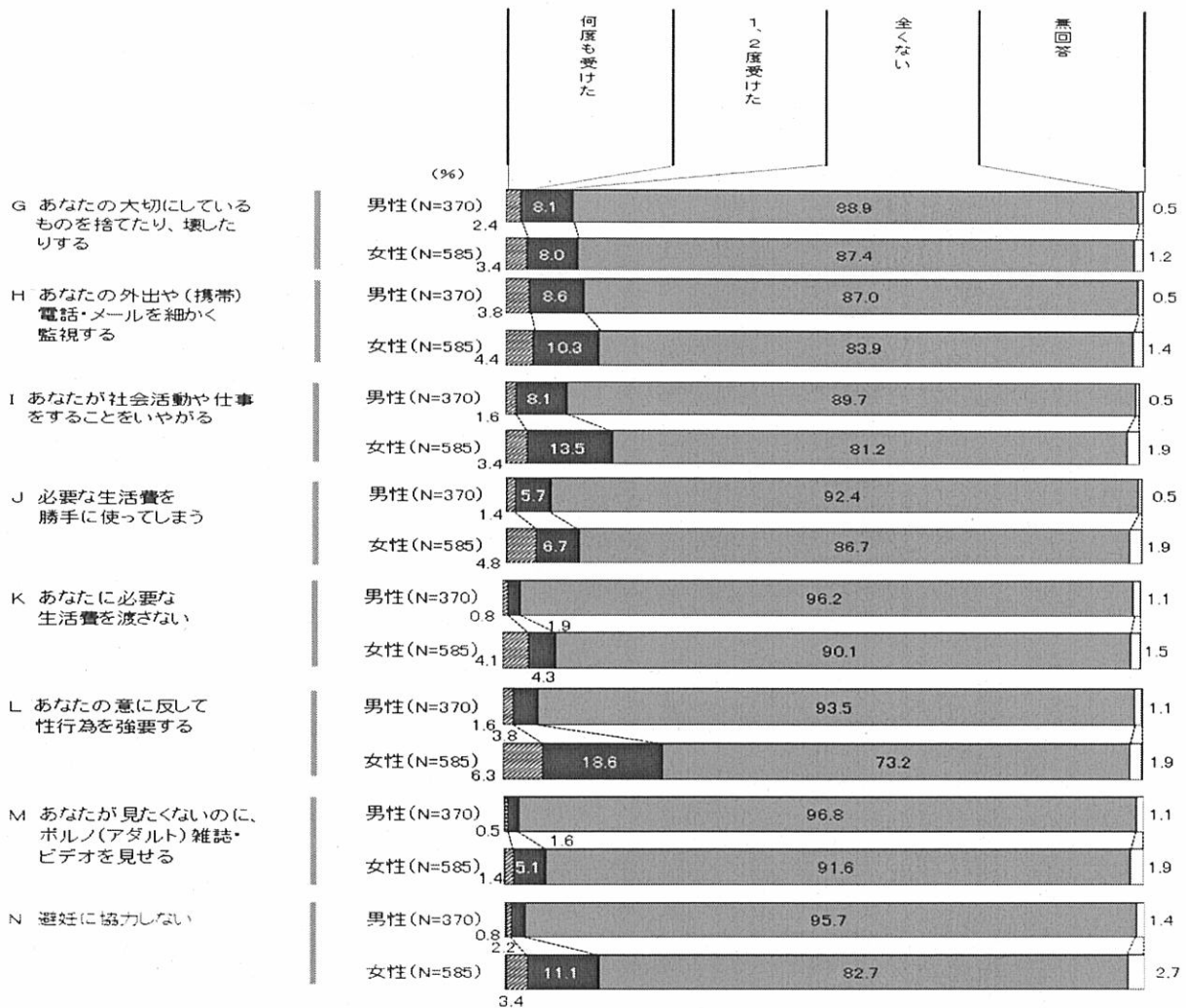




(2) 配偶者やパートナー間での暴力等を受けた経験

〔D あなたが話しかけても長い間無視する〕、〔E あなたを大声でどなる〕の被害経験は、男女とも「何度も受けた」と「1、2度受けた」をあわせた『受けた』が3割以上となっており、この選択肢の中では最も多い。また、女性の割合がそれぞれ6ポイント程度高いが、男女とも5人に1人が〔A 物を投げつける〕、〔B 平手で打ったり、足で蹴ったりする〕や〔C (ものや手で) 殴るふりや(足で) 蹴るふりをして威嚇する〕を受け、〔L あなたの意に反して性行為を強要する〕では、女性の4人に1人が被害を経験している。

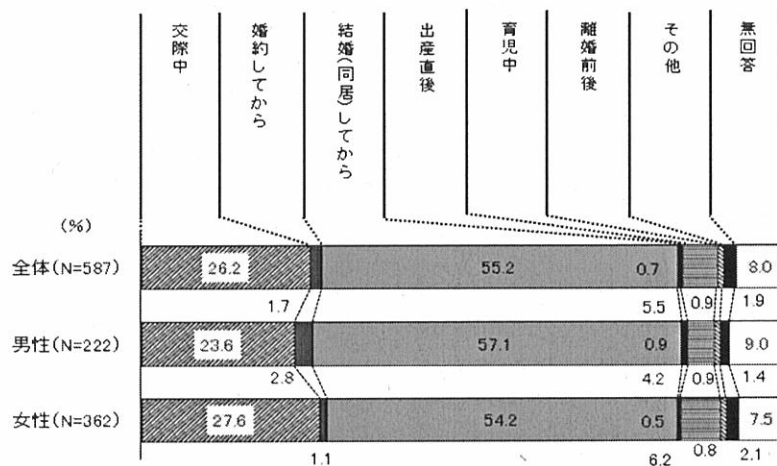




(3) 最初に受けた暴力等の時期

これまでに配偶者やパートナーから何らかの暴力等を受けたことのある人に、最初に受けた時期を聞いたところ、「結婚(同居)してから」という人が 55.2%で最も多く、次いで「交際中」が 26.2%、「育児中」が 5.5%となっている。

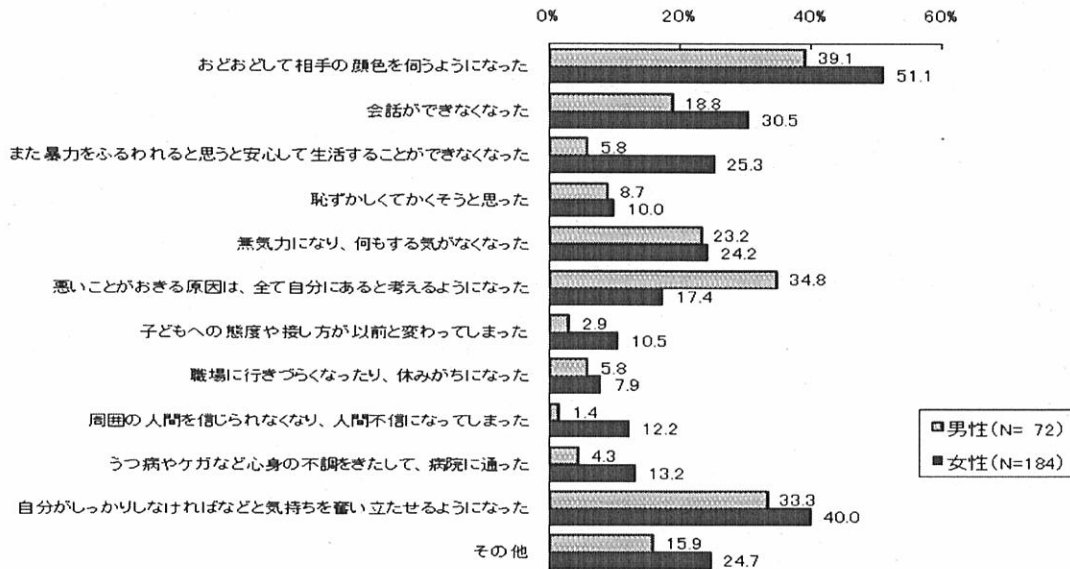
男女別にみると、女性で「交際中」が男性より 4ポイント高い。



(4) 自身の生活や心に与えた具体的な影響

暴力等による具体的な影響では、「おどおどして相手の顔をうかがうようになった」が男性では約4割、女性では約5割が挙げており、男女とも最も多い。次いで、「自分がしっかりしなければなどと気持ちを奮い立たせるようになった」となっている。

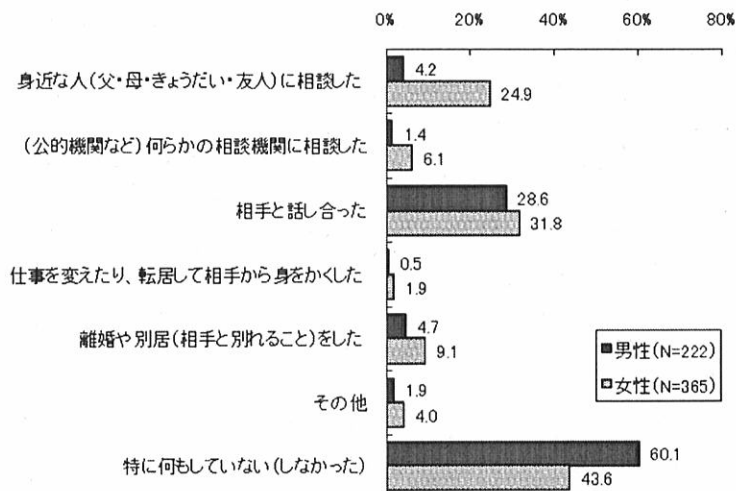
男女差がみられるものとして、「会話ができなくなった」、「また暴力をふるわれると思うと安心して生活することができなくなった」では男性よりも女性の方がそれぞれ12、20ポイントと大きく上回る結果となった。他に、「悪いことがおきる原因は、全て自分にあると考えるようになった」が唯一男性の回答が女性を上回っている。



(5) 暴力等を受けた時の対応

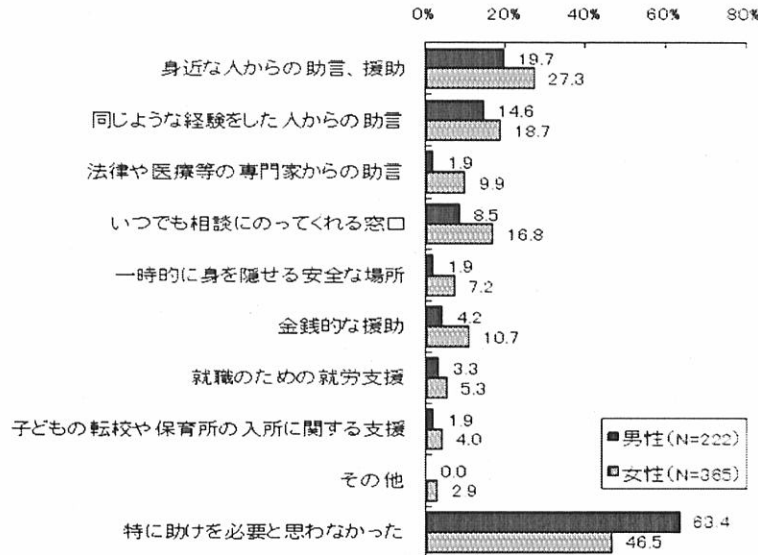
① 暴力等を受けた時の対応

暴力等の被害を受けた時の対応については、「特に何もしていない」が最も多く、男性では6割を占めている。次に多いのは「相手と話し合った」で、男女とも3割前後である。女性では4人に1人が「身近な人に相談した」と回答しているが、男性は1割にも満たない。



②暴力等を受けた時に望む支援

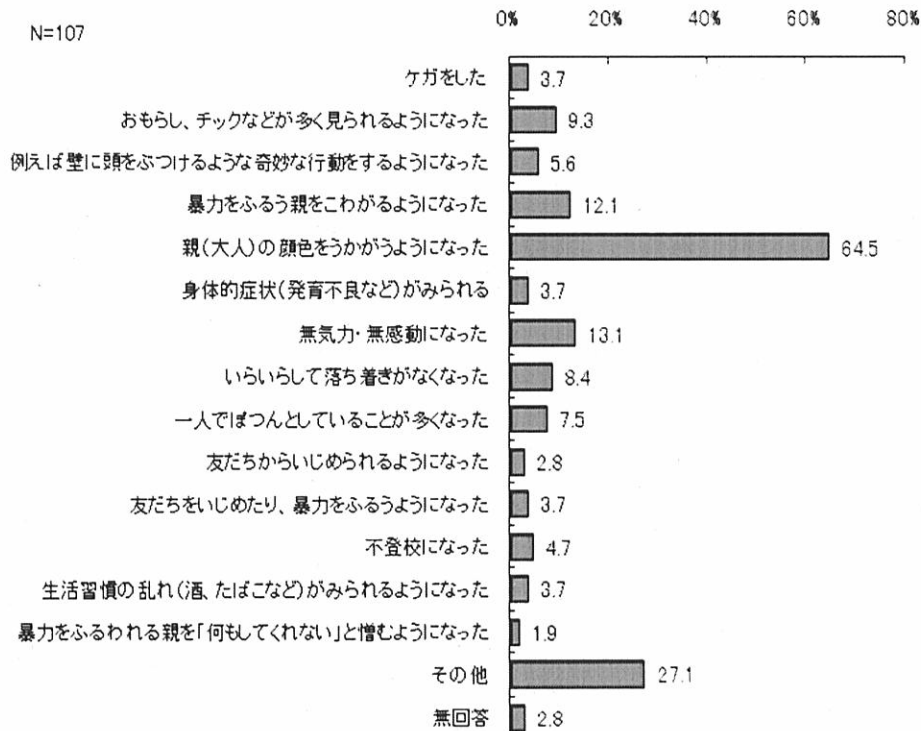
暴力等を受けた時に望む支援についてたずねたところ、「特に助けを必要と思わなかった」が男女ともに多いが、そのほかに「身近な人からの助言、援助」、「同じような経験をした人からの助言」、「いつでも相談にのってくれる窓口」の順で回答が多い。



(6) 暴力等を受けた時の子どもの状況と被害

暴力等を受けた時、子どもがその場にいたことがあり、子どもも同じような行為を受けたことがあると回答した人に、子どもに影響を与えたと思うかどうかをたずねた。

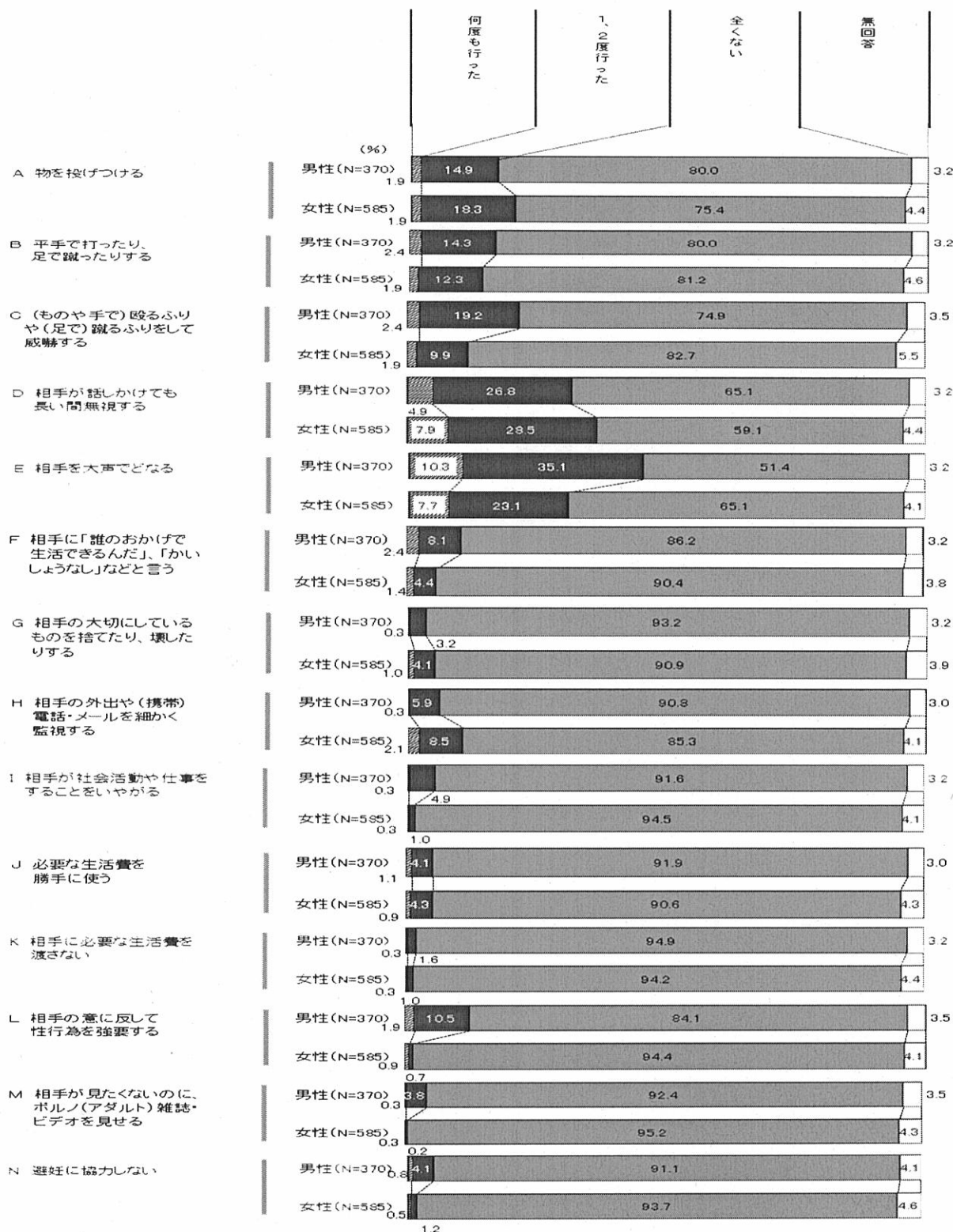
「影響を与えたと思う」と回答した人が挙げた具体的影響としては、[親(大人)の顔色をうかがうようになった]が最も多く、6割を超えている。次いで、[無気力・無感動になった]、[暴力をふるう親をこわがるようになった]の順で1割強の回答があった。



(7) 配偶者やパートナー間での暴力等を行った経験

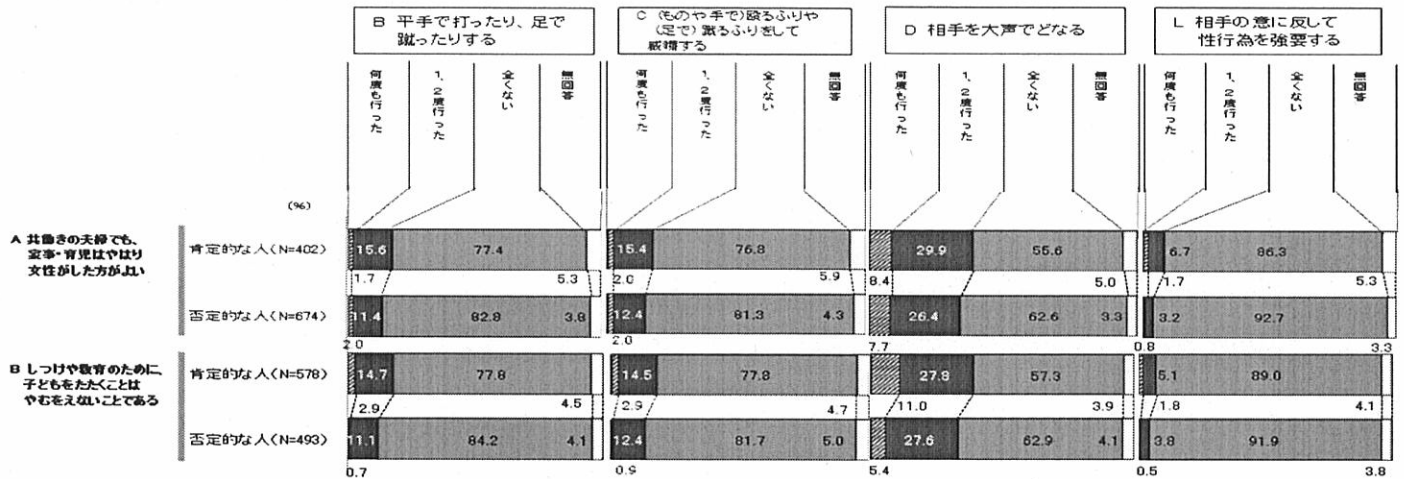
配偶者やパートナー間での暴力等の加害経験は、以下の通りである。

〔D 相手が話しかけても長い間無視する〕、〔E 相手を大声でどなる〕で「何度も行った」と「1、2度行った」をあわせた『行った』が男女とも3割を超えている。〔F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う〕、〔L 相手の意に反して性行為を強要する〕では男性の約1割が『行った』経験を持つ。また、〔H 相手の外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する〕では女性の約1割が『行った』と回答している。



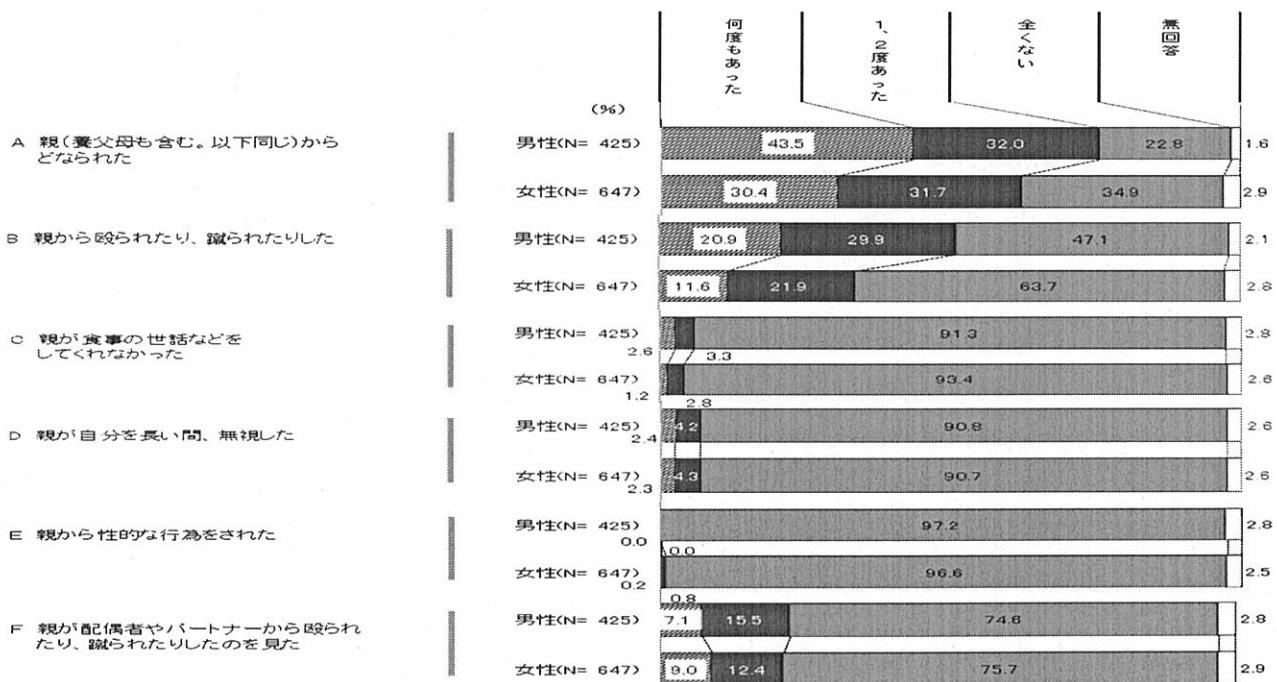
暴力等の加害経験（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）

暴力等の加害経験を男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別でみると、「共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい」、「しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである」というどちらの考え方についても、『肯定的な人』は『否定的な人』に比べてほとんどの項目で加害経験が多い結果となっている。



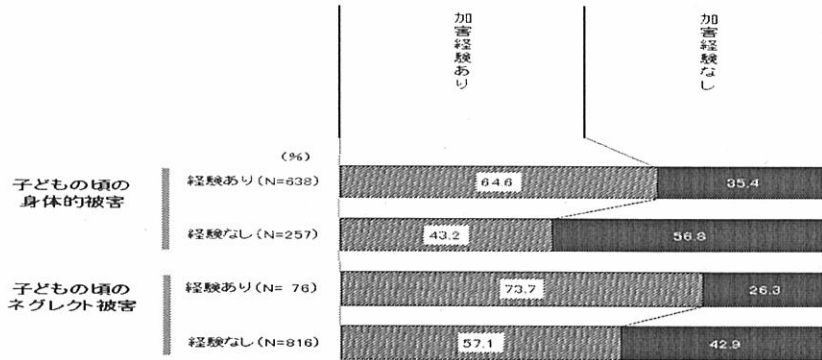
4 子どもの頃の暴力等に関する経験

子どもの頃の暴力等に関する経験については、「A 親（養父母も含む。以下同じ）からどなられた」では、「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせた『あった』(以下同じ)が男女とも6割を超えている。「B 親から殴られたり、蹴られたりした」経験は、男性の約5割、女性の約3割が『あった』と回答している。また、「F 親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た」経験については男女とも2割以上が『あった』と回答している。



○子どもの頃の被害経験と加害経験

暴力等の加害経験を子どもの頃の被害経験別にみると、《子どもの頃の身体的被害》、《子どもの頃のネグレクト被害》で『経験あり』の人は、『経験なし』の人に比べ、配偶者への「加害経験あり」と回答する割合が高く、身体的被害の場合はその経験の有無によって 20 ポイント以上の差があった。



※子どもの頃の経験について

〔身体的被害〕 = 「A 親からどなられた」、「B 親から殴られたり、蹴られたりした」

= 「F 親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た」

〔ネグレクト被害〕 = 「C 親が食事の世話などをしてくれなかった」、「D 親が自分を長い間、無視した」、「E 親から性的な行為をされた」

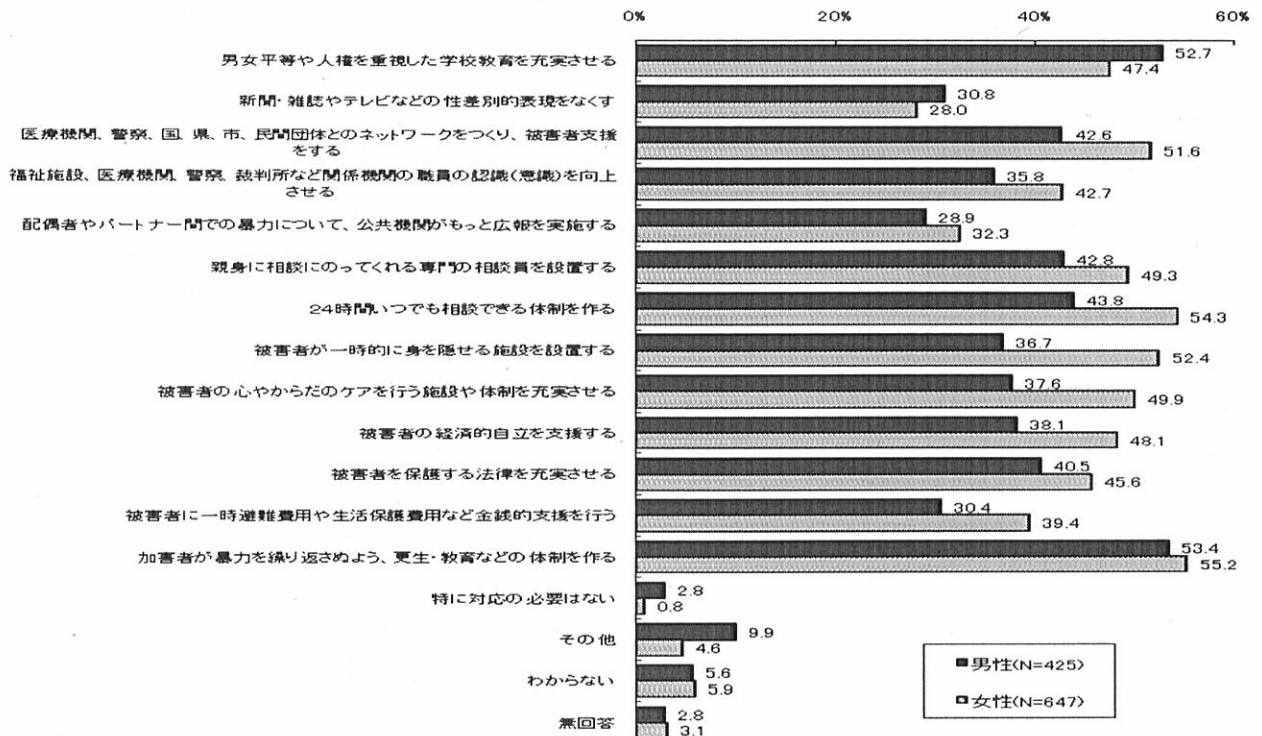
※「加害経験あり」、「加害経験なし」について

問 12 の 14 項目のいずれかで、『何度も行った』、『1、2度行った』との回答を「加害経験あり」、『全くない』は「加害経験なし」として、N値・%を算出している。

5 配偶者やパートナー間での暴力等防止対策について

男女とも多くが、何らかの対応策が必要と考えていることがわかった。男女とも必要と考えている割合が大きいのは「男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる」、「加害者が暴力を繰り返さぬよう、更生・教育などの体制を作る」であった。

男女別でみると、「男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる」、「新聞・雑誌やテレビなどの性差別的表現をなくす」は男性の割合が大きい、「24時間いつでも相談できる体制を作る」など具体的な被害者支援が含まれている防止対策については、女性の方が必要と考えている割合が高い。



アンケート調査のまとめ

1 被害の実態

身体的暴力は、女性の被害経験が男性より多いが、精神的暴力では、男女差があまりみられないものもある。長い間の無視は、唯一男性の被害経験が女性を上回っている。しかし、社会的暴力または性的暴力に関しては女性の被害経験が男性よりかなり多くなっており、性行為の強要では女性の4人に1人が『受けたことがある』と回答した。

また、性別分業(男女の役割)に肯定的な人は否定的な人に比べ、暴力の加害経験が多い傾向がみられ、子どもへの暴力に肯定的な人と否定的な人についても同様であった。

2 暴力による影響

男性は「悪いことがおきる原因は、全て自分にあると考えるようになった」と回答する人の割合が女性に比べ大きい。女性では、おどおどして相手の顔色を伺う、会話ができない、安心して生活ができない等が影響として多く挙げられており、暴力による影響の質に男女差がみられる。通院しなければならない暴力を受けた女性も1割を超えており、女性の基本的人権に対する影響が大きい。

3 子どもへの影響

暴力を受けた時に、その場にいた子どもが受けた影響をみると、親もしくは大人の顔色を伺うが6割以上で他に比べかなり多い。その他に、無気力・無感動や暴力をふるう親をこわがるなど、被害者本人が感じている影響、特に女性の「恐怖心」と通じているものが子どもへの影響でも見受けられる。DV被害者の子どもへのケアも必要と思われる。

4 求められる対策・支援

DV防止法は“名称のみ”の認知度は近年調査と比較してもかなり高くなっている。「DV」という言葉は広まってきている現状であるが、その内容についてまで知っている、という人は必ずしも多くはない。今回調査において、暴力等を受けたほとんどの人が支援などを「利用する必要はなかった」と回答しており、実際に自身が暴力行為を受けた時にそれを「DV」だと認識していない可能性もうかがえる。また、法・施設の認知度が高いほど相談機関への相談は増える傾向がみられた。

以上から、「DV」やそれらに関する情報に関して、より一層の広報が防止には重要である。暴力等防止対策の設問で“男女平等や人権を重視した学校教育の充実”が多く回答されているように、直接的なDVの広報のみならず、人権教育等により暴力以前の根底的部分から意識啓発を図ることも今後一層求められるだろう。

II 面接調査

回答者の属性

(1) 年代

回答者の年代	人数(人)
20代	1
30代	3
40代	4
50代	2
60代	0
合計	10

(2) 回答者の子ども

①子どもの有無

	人数(人)
いない	3
いる	7
合計	10

②子どもの数と年齢

年代	人数(人)
3～6歳(幼児)	2
7～12歳(小学生)	4
13～15歳(中学生)	1
16～18歳(高校生)	1
19～22歳	1
23歳以上(成人)	4
合計	13

1 受けた暴力の具体的な内容

- 精神的暴力では、「非難」や「侮辱」の事例が多く挙げられている。被害が親にまで及ぶことや、逆に加害者の親からも暴力が行われるケースもある。
- 身体への直接的な暴力は、通院を要するものが多く、中には生命の危険を感じる程のものもある。
- 経済的な暴力では、生活費に関する事例が多く、妻へ生活費を渡さないが、夫が自分で管理することなく浪費していることがうかがわれる。生活費の不足を妻がパート等で埋めているケースが多く、妻の負担が非常に大きい。
- 性的暴力では、加害者の意のままに行為が行われることが多く、拒否すると身体的暴力や精神的暴力(非難、侮辱)へと移行している。

2 最初に受けた暴力とその時期

最初に受けた暴力の種類は多種多様である。

その時期は結婚後が5人であるが、交際中では3人、婚約後では1人と早い段階から暴力を受けていながら婚姻関係となったことがわかる。

3 暴力の頻度と受けてきた期間

暴力は精神的・経済的なものを含め日常的かつ長期的に行われているようだ。

(1) 暴力の頻度

	人数 (人)
1 度だけ	0
今までに 2~3 回	0
年に数回程度	1
月に 1 回程度	2
週に 1 回程度	0
週に数回	1
毎日	6
合計	10

(2) 暴力を受けてきた期間

	人数 (人)
半年未満	0
半年~1 年未満	2
1 年~3 年未満	0
3 年~5 年未満	0
5 年~10 年未満	5
10 年以上	1
20 年以上	2
30 年以上	0
合計	10

4 暴力から逃げられない (なかった) 理由

暴力から逃げられない理由として、借金などの経済的問題や身内への暴力の脅迫などによる精神的不安が挙げられている。

- 夫の会社の連帯保証人にさせられていたので、離婚ができないと思っていた。
- 「親の顔をつぶすのでは」と思い、自分がいつまで耐えられるか闘っていた。
- 逃げると親・姉妹の家に火をつけると脅されていた。

5 DV と医療

暴力が多岐にわたっているため、複数の診療科を受診しているケースもある。医師への説明やそれによる医師からの働きかけは多く見られるが、相談程度で止まっており、具体的な公的機関等の窓口や支援に結びついているものは少ないようだ。

- 精神科の女性医師に夫から殴られている事を話した。夫は病院に必ずついてきたが、受診室には入れなかった。医師から DV の相談窓口のメモをもらい、「下着に隠しなさい」と言われた。しかし、なかなか逃げる決心がつかなかった。

6 DV と警察

警察への通報はかなりの窮地に追い込まれてから行われているようだが、対応の仕方はまちまちのようだ。保護命令の申し立てまで至るケースはあまりない。

- 別居中に、夫がアパートを探し出し、押しかけてきた。激しくドアを叩き、チャイムを激しく鳴らしたので、警察に通報した。慌てて逃げた夫を警察に連行し、近づかないように警告してくれた。
- 子どもの父親を窮地に追い込むことはしたくなかった。
- 警察等に行ったら、この関係が終わりになると思った。

7 暴力が生活や心に与えた影響

暴力が生活や心に与えた影響では、加害者へ恐怖心を強く抱いており、コミュニケーションが正常にとれなくなっていることがうかがえる。そのため生活に困難をきたしたり、次第に無気力状態となるようだ。

- 相手を怒らせないように話を合わせていた。心も体も辛かったが、脅されていたので生活費を作るため働くしかなかった。
- すべて億劫で何もしたくなかった。不眠、過換気発作、イライラすること等があった。
- 自分に対して自信がなくなった。

8 被害時の子どもの存在、子どもへの暴力の有無

被害時に子どもがその場にいた場合は、子どもにも暴力が及ぶことが多い。その内容は多種であり、頻度も事例によってばらばらであった。ほとんどの子どもに影響があったと回答されており、具体的な内容からその深刻さがうかがえる。

「ある」と答えた人の内訳（複数回答）

	人数（人）
身体的症状	0
親の顔色をうかがう	4
ひきこもり	1
家庭内暴力	0
問題行動	2

9 暴力から逃れたいと考えてから、最初の援助を求めるまでの期間

援助を求めるまでの期間では〔1年以下〕という場合が多いが、その期間が3年を超えると援助を求めなくなる傾向がある。

10 今まで利用した支援等（複数回答） ～利用した場所・どう感じたか～

精神的支援を利用している被害者が多い。「役に立った」との事例が多く挙げられているものの、中には「役に立たなかった」事例で二次被害を受けている実態もみられる。

	人数（人）
金銭的支援	6
住宅支援	6
就労支援	4
精神的支援	9
子どもに関する支援	3
住民票に関する支援	6
加害者に対する対策	7

11 回答者は今後どうしたいと思っているか（複数回答）

ほとんどが加害者から離脱し、自立の道を目指しているが、同時に経済面、精神面などで問題を抱えていることがうかがえる。

	人数（人）
自立していきたい	4
自立していきたいが経済面などがネック	5
結論が出ていない	0
加害者が変わってほしい	1
その他	1

1 2 自立にあたって困難を感じていること（複数回答）

自立にあたって困難を感じていることとしては、心身の後遺症から立ち直ること、諸手続の煩雑さやそれにかかる費用などが多い。

	人数（人）
住居	5
就労	5
経済面	4
手続	2
健康（自身と子ども）	7
裁判・調停	4
加害者	2
支援者	0

1 3 今不安を感じていること（複数回答）

現状で不安に感じることは、自身の心身に関することや経済的なことが多い。

	人数（人）
経済的不安	6
加害者の追跡	4
仕事	4
住宅	2
子どもに関すること	1
健康	7
今後の生活・将来の見通し	5
PTSD 症状	6
離婚	1
その他	2

1 4 今後の生活に関する支援の要望（複数回答）

支援の要望は〔広報・啓発の充実〕が最も多く、DV 自体や支援機関についての広報が求められている。次いで〔施設の充実・増設〕、〔金銭的支援〕、〔住宅支援〕、〔精神的支援〕の要望が多い。

	人数（人）
金銭的支援	7
住宅支援	7
就労支援	6
公的職務関係者の対応改善	4
精神的支援	7
子どもに関する支援	4
施設の充実・増設	8
広報啓発の充実	9
住民票に関する支援	4
加害者に対する対策	6
その他	3

面接調査のまとめ

1 被害の実態

精神的暴力や経済的暴力の事例が多く挙げられているが、具体的事例を通してそれぞれの暴力が重複して行われている場合が度々みられた。①被害者の就業について非難を行う（精神的暴力）が、その収入を支出させる（経済的暴力）や、②どなられた（精神的暴力）後、性行為を強要され（性的暴力）、拒否すると叩かれたりつねられたりする（身体的暴力）、が例としてある。これら結果から暴力の壮絶さと、重複性が明らかになった。

2 暴力による影響

すべての事例から、加害者への恐怖心、自身の自己否定が強く感じられる。暴力等を受け続ける被害者にとっての逃げ道はなく、情緒不安定状態から次第に無気力になり、「死にたい」と自殺願望から自殺未遂を行った事例もあった。身体への影響でも、骨折した、2度流産しそうになった、食べさせてもらえず栄養失調になったなどがあり、心身への絶大な影響を与えている。加害者により命を脅かされたり、自身によって命を断とうとしたり、「生命」への深刻な影響へとつながるような暴力行為を受けていることがわかった。

3 子どもへの影響

被害者が暴力を受けた時に、その場にいた子どもは被害者と同様の暴力等を全員が受けている。

具体的影響では、大人に対して怯える、攻撃的になる、逆に気を遣って機嫌を取ろうとする、などが例示された。子どもは大人を頼って生きていかなければならない状態にあることから、このような暴力行為を受けたことは、子どもが成長する過程において多大な影響を及ぼすと思われる。

4 求められる対策・支援

心身の後遺症に悩まされながらも、そこから立ち直り「自立していきたい」と考える一方で、経済面などそれを阻む問題が山積していることがわかる。まだまだ支援は十分といえない。「DVに関する広報啓発の充実」を望む声が多数みられるように、多くの人にDVの深刻な現状が広まっていけば、被害者保護の法律や施設の必要性も考えられていくだろう。被害者のニーズに的確な対応をするため、警察や医療機関等との連携が求められる。

暴力から逃げられない（なかった）理由でも、連帯保証人にされている例や、親族へ危害を加えるとの脅しなどがあり、なかなか自立できない実情であった。被害者の自立を支えるためにも、関係機関だけでなく、身近な人などが、いち早く気付いたときに有効な支援を行えるようDVの理解を促すことが不可欠となる。